

平成30年度 公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの運営方針

1 現 状

平成29年度の本県の物産振興を取り巻く環境は、宮崎牛の全国和牛能力共進会における3大会連続の内閣総理大臣賞受賞や本格焼酎出荷量で3年連続日本一を達成するなど、本県の知名度が国内外で高まるとともに販路開拓の取組が活発化した。また、県産食材を県内で加工・製造するための加工施設整備や商品開発の取組が進展した。

一方で、若者の県外流出等による人手不足や、宅配便の値上げ等による物流コストの上昇など、企業を取り巻く環境には厳しいものがあった。

さらに、県から運営を受託している新宿みやざき館KONNEでは、平成30年1月から改修工事が開始され、平成30年4月28日にリニューアルオープンすることとなった。

公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター（以下「センター」という。）では、このような中で、新宿みやざき館KONNEのリニューアル工事に伴い、平成29年12月26日から旧店舗を閉店し、近隣民間ビルに設置した事務所内での仮店舗営業や百貨店等での外販を行うとともに、商品区分や販売手数料率の見直し、商品募集・選定などリニューアルオープンに向けた対応を行った。

また、会員をはじめとする県内企業の販売機会の確保のため、採算等を考慮しながら各種物産展や商談会を開催するとともに、商品斡旋等にも取り組んだ。

海外では、香港、シンガポールでの宮崎フェアの開催や見本市出展など輸出促進に取り組んだ。

さらに、センター理事、会員及び学識経験者からなる「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター在り方検討委員会」を設置し、センターの運営上の課題等の検討や会員等アンケート調査等を行った。

2 基本方針

センターは、宮崎県全域を対象とする唯一の公益的物産振興団体であり、県産品販路拡大、物産振興の中核組織としての役割を果たしながら、県のフードビジネス産業の発展に寄与する公益事業の積極的な展開、県内企業の活性化、さらには持続可能な組織運営、安定的な財源の確保を基本方針とし、各種の事業に取り組む。

アンテナショップについては、県産品販路拡大の拠点として魅力ある店舗運営を行い、県産品の売上額向上に努める。また、オンラインショッピングなど時代のニーズに応える販売方法の強化を図る。

特に、リニューアルオープンする新宿みやざき館KONNEについては、宮崎県の首都圏における総合的な情報発信拠点として、食をはじめとした「ひなた宮崎」の魅力の情報発信を積極的に展開していく。

また、県産品販路拡大の柱の一つとして商品斡旋等の卸機能の強化を図るとともに、物産展や商談会を通じた国内外への県産品のPRや販路拡大に積極的に取り組み、引き続き、県内企業等の販売機会の確保を図る。

事業実施に当たっては、公益性や必要性、緊急性及び費用対効果に十分に留意し、収支バランスに配慮しつつ、適切かつ効率的な執行に努めるとともに、事務経費の節減に取り組む。

なお、センターを取り巻く環境の変化や近年の財務状況等も踏まえ、今後のセンターのあり方等についての検討を引き続き行う。

3 事業展開

- (1) 豊かな自然や環境など「日本のひなた」宮崎県の特徴を生かして作られる県産品の「安全」、「安心」、「信頼」をキーワードとする「宮崎ブランド」の確立・支援に努める。
- (2) 県内企業をはじめ県・市町村等の行政機関や関係団体との連携を更に強化し、「オールみやざき」として産官一体となった県産品のPR、販路拡大を行う。
- (3) 新宿みやざき館KONNEについては、1階の物販・観光情報コーナーと2階飲食店舗の密接な連携を図り、リニューアル効果を最大限に生かして「みやざき」の魅力を首都圏消費者等に積極的に発信していく。
物販に関しては、新商品をはじめとした品揃えの充実、季節に合わせた旬の青果物等の取扱などにより、県産品の魅力発信と販売力の向上を図る。
また、テストマーケティングによる商品開発・販路開拓支援を強化するとともに、出展企業、県・市町村や2階飲食店舗等と連携したフェアやイベントを積極的に展開していく。
- (4) みやざき物産館KONNEについては、新商品等の品揃えの充実や館内での商品情報発信、一部什器の入れ替え等により魅力ある店舗づくりを進めるとともに、近隣宿泊施設等へのチラシ配付やイベント実施時の広告等により知名度と集客の向上を図る。
- (5) ホームページやフェイスブック、マスメディア等を活用した商品情報の提供、企画・催事の広報を行うとともに、効果的な広告の実施等によりネット販売の売上拡大を目指す。また、アンテナショップに導入しているPOSシステムで、新たに男女別・年代別の商品売上情報を提供し、出展企業のマーケティングに資する。
- (6) 県産品販路開拓コーディネーターや食品ビジネスマッチングコーディネーターの活動、センターの持つ決済機能等の積極的な活用等により、県産品の販路拡大と卸・小売事業者への商品斡旋等の実績拡大を図るとともに、営業活動を通して得られた情報を県内企業等にフィードバックしていく。
- (7) 効果や採算性も考慮しながら、百貨店・スーパーマーケットや企業の社員食堂等での物産展開催やミニアンテナショップの出店、商談会の開催などにより販路拡大の機会を確保していく。
- (8) 海外関係では、香港、上海の海外事務所を活用し県産品の東アジアへの輸出促進の取組を行うとともに、ジェットロ宮崎等の関係機関と連携しつつ、輸出に意欲を持つ企業に対する相談・支援、情報提供等を行う。
- (9) 食品表示に係る経過措置期間終了（平成32年3月31日）に向けて会員企業等の対応を促進するため、専門家による研修・相談の実施、情報提供等を行う。
- (10) 事業を効果的に執行していくため、職員のスキルアップ等の人材育成を図るとともに行政機関や関係団体等との一層の連携強化を行い、効率的な事業執行体制づくりに努める。
- (11) 平成29年度に設置した「宮崎県物産貿易振興センター在り方検討委員会」を平成30年度も引き続き設置し、収支改善など持続可能な組織運営について検討を深めていく。